

国民健康保険制度 および 後期高齢者医療保険制度 改正のお知らせ

平成29年
8月から

70歳以上の方の 高額療養費の上限額が変わります

「高額療養費制度」は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において、医療費の自己負担分を支払っていただいた後、月ごとの自己負担額を越える部分について、事後的に保険者から償還払いされる制度です。平成29年8月から、70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】 町民課 国保年金係 ☎(83)1225

平成29年7月診察分まで

適用区分		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並み	年収約370万円～ 標報28万円以上 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% <多数回 44,400円 ※ 2>
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

平成29年8月診察分から

適用区分		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並み	年収約370万円～ 標報28万円以上 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% <多数回 44,400円 ※ 2>
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <多数回44,400円 ※ 2>
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます
 ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります



まつだ
ま

町屋地区町有地 (旧警察官舎)

町では、第5次総合計画新まちづくり
アクションプログラムに基づき、町の人口
増加・地域振興・財政の健全化を目的に、
PFI手法を用いて町屋地区と籠場地区
の町有地に子育て世帯などを対象と
した地域優良賃貸住宅と既存町営住宅
の集約を図るための住宅整備を計画し
ています。このたび、住宅整備や30年間の
維持管理運営を一括して担う事業者の再

松田町住宅整備事業の事業者の再公募を開始しました

【問い合わせ】 政策推進課

定住少子化担当室 ☎(84)5541

公募を6月に開始しました。
住宅の完成予定は、籠場地区は平成
30年11月、町屋地区は平成31年2月を
予定しております。
PFI手法とは
公共施設などの建設・維持管理・
運営などに民間の持つノウハウや資
金を活用する新しい公共事業の手法
です。

介護保険制度 改正のお知らせ

平成29年 8月 高額介護サービス費の基準が変わります

「高額介護サービス費」とは、1か月に支払った介護サービスの利用者負担の合計が負担上限額を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

今回、基準が変わるのは、「世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方」で、負担の上限額(世帯)が44,400円(月額)となります。ただし、利用者負担割合により、年間上限額を設定しておりますので、ご自身の負担割合証を確認するか、福祉課高齢介護係にお問い合わせください。

【問い合わせ】 福祉課 高齢介護係 ☎(83)1226

対象となる方	変更前 平成29年7月利用分までの 負担上限額(月額)	変更後 平成29年8月利用分からの 負担上限額(月額)
現役並み所得者に相当する方が いる世帯の方	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市区町村民税 を課税されている方	37,200円(世帯)	44,400円(世帯) ※同じ世帯の全ての65歳以上 の方(サービスを利用し ていない方を含む。)の利 用者負担割合が1割の世帯 で、現役並み所得者世帯に 該当しない世帯に年間上限 額(446,400円)を設定
世帯の全員が市区町村民税を課 税されていない方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金 収入額の合計が年間80万円 以下の方など	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方 など	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※現役並み所得者に相当する方がいる世帯
…同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の収入の合計
が520万円以上(単身の場合は383万円以上)である世帯
◎表中()内の「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担
合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

《挑戦!まつだマイスター検定》

松田町で標高が一番高い場所はどこでしょうか(答えは次号)。

①シダング山

②鍋割山

③高松山

④小田原ゴルフ倶楽部